

○ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（補助金等とする給付金の指定）</p> <p>第二条 法第二条第一項第四号に規定する給付金で政令で定めるものは、次に掲げるもの（第三十九号から第百一号までにあつては、当該各号に掲げる予算の目又はこれに準ずるものの経費の支出によるもの）とする。</p> <p>一 三十七 （略）</p> <p>三十八 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）第十九条第二項に規定する交付金</p> <p>三十九 百一 （略）</p>	<p>（補助金等とする給付金の指定）</p> <p>第二条 法第二条第一項第四号に規定する給付金で政令で定めるものは、次に掲げるもの（第三十八号から第百号までにあつては、当該各号に掲げる予算の目又はこれに準ずるものの経費の支出によるもの）とする。</p> <p>一 三十七 （略）</p> <p>三十八 百一 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（調整課の所掌事務）</p> <p>第六十五条 調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 国土計画その他の国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な計画の企画及び立案並びに推進に資する関係行政機関の調査、事業その他の事務に関する調整にすること。</p> <p>二 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）の規定による基本方針の策定及び交付金の交付にすること。</p> <p>（まちづくり推進課の所掌事務）</p> <p>第八十六条 まちづくり推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 民間拠点施設整備事業（広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律第七条第一項に規定する拠点施設整備事業で民間事業者が施行するものをいう。）に關すること（港湾局の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>六 十二（略）</p> <p>（振興課の所掌事務）</p> <p>第六十条 振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 都市再生特別措置法第二十九条第一項第一号及び第四号に掲げる業務（これらの業務に係る同項第五号に掲げる業務を含む。）並びに広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律第十五条第一項各号に掲げる業務のうち、港湾施設に係るものに</p>	<p>（調整課の所掌事務）</p> <p>第六十五条 調整課は、国土計画その他の国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な計画の企画及び立案並びに推進に資する関係行政機関の調査、事業その他の事務に関する調整に關する事務をつかさどる。</p> <p>（まちづくり推進課の所掌事務）</p> <p>第八十六条 まちづくり推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 十二（略）</p> <p>（振興課の所掌事務）</p> <p>第六十条 振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 六（略）</p> <p>五 都市再生特別措置法第二十九条第一項第一号及び第四号に掲げる業務（これらの業務に係る同項第五号に掲げる業務を含む。）のうち港湾施設に係るものに関するに</p>

六〇十 関すること。
(略)

六〇十
(略)